

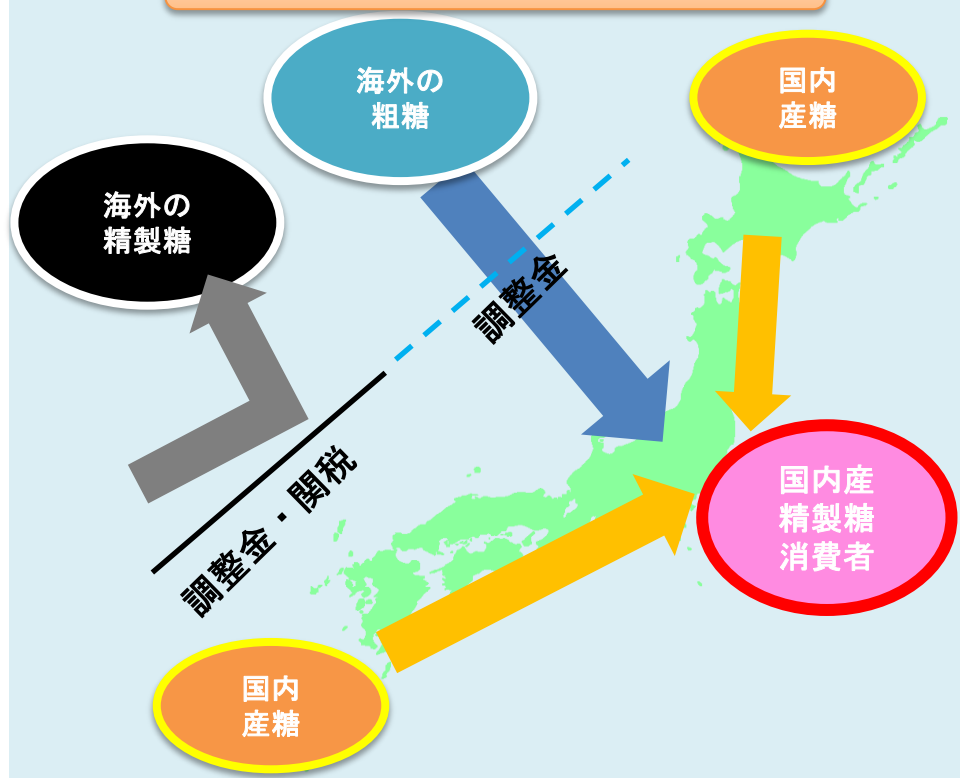
Ⅱ 糖価調整制度の役割と仕組み

1 制度の全体像

【砂糖の場合】

- ◆ 糖価調整制度は、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで、砂糖の安定供給を確保していく仕組み。
- ◆ 具体的には、
 - ① 輸入精製糖には高い水準の関税・調整金を課す。このため、ほとんど輸入されない。
 - ② (独)農畜産業振興機構(ALIC)は、粗糖を輸入する精製糖企業から調整金を徴収。これにより、輸入粗糖の価格が引き上げ。
 - ③ ALICは、甘味資源作物生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付。これにより、国内産糖の価格が引き下げ。
 - ④ 価格が引き上げられた輸入粗糖と引き下げられた国内産糖を原料として、精製糖企業は国内で精製糖を製造し、消費者に供給。

輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の全体像



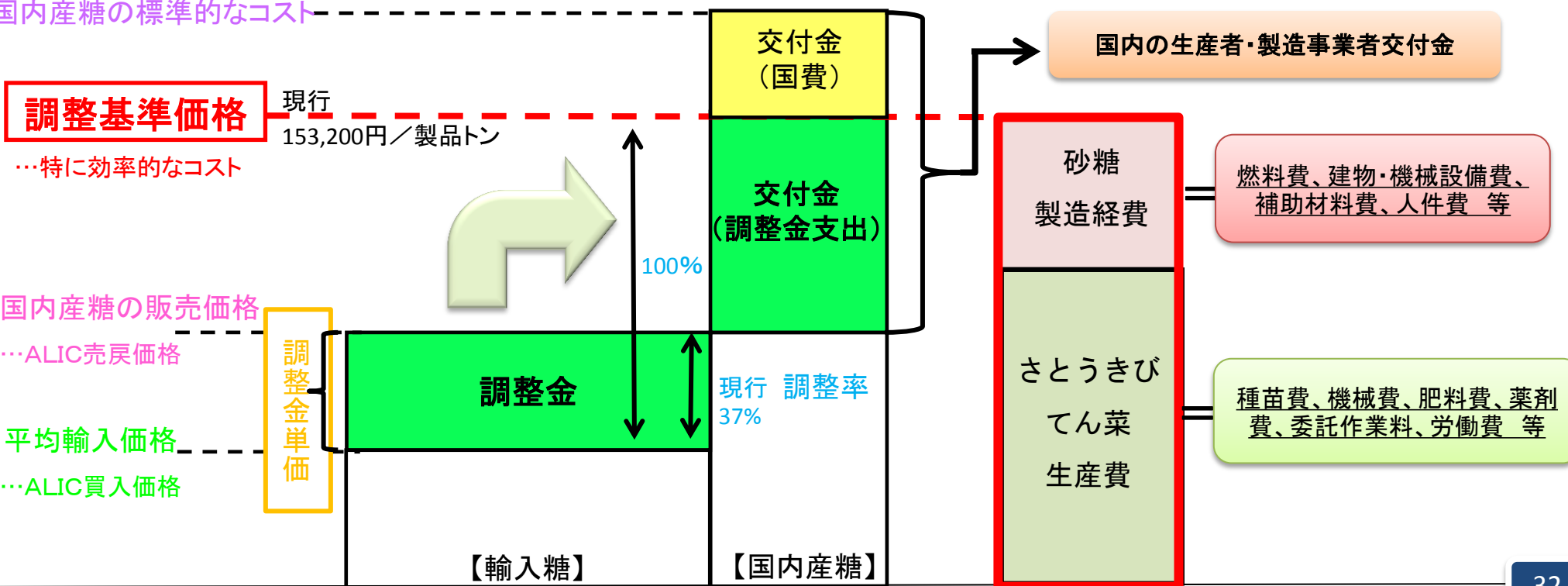
輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の価格差の概念図



2 調整金の徴収 【砂糖の場合】

- ◆ 輸入糖から徴収される調整金については、**調整基準価格**と**平均輸入価格**の差に**調整率**を乗じて**単価**を決定。
- ◆ **調整基準価格**は、砂糖の内外価格差調整の基準となる指標であり、輸入糖の価格がその価格を下回った場合にはじめて価格調整の仕組みが発動される。その水準は、**特に効率的に製造された場合の国内産糖の製造コスト**、すなわち効率的な原料生産の生産費と効率的な工場での砂糖の製造経費の合計額を基礎として算定。
- ◆ **平均輸入価格**は、4半期ごとに、ニューヨーク取引所の平均価格等を基準として決定。また、**調整率**は、当年の砂糖の推定総供給数量に占める当年の国内産糖の推定供給数量の割合を限度として決定。
- ◆ なお、生産者と国内産糖製造事業者に対しては、**標準的な国内産糖の製造コスト**と**国内産糖の販売価格**の差額が交付金として交付されているが、この場合、
 - ① **特に効率的なコスト（調整基準価格）**と**販売価格**の差額分は調整金で、
 - ② **標準的なコスト**と**特に効率的なコスト**の差額分は国費で賄う仕組み。

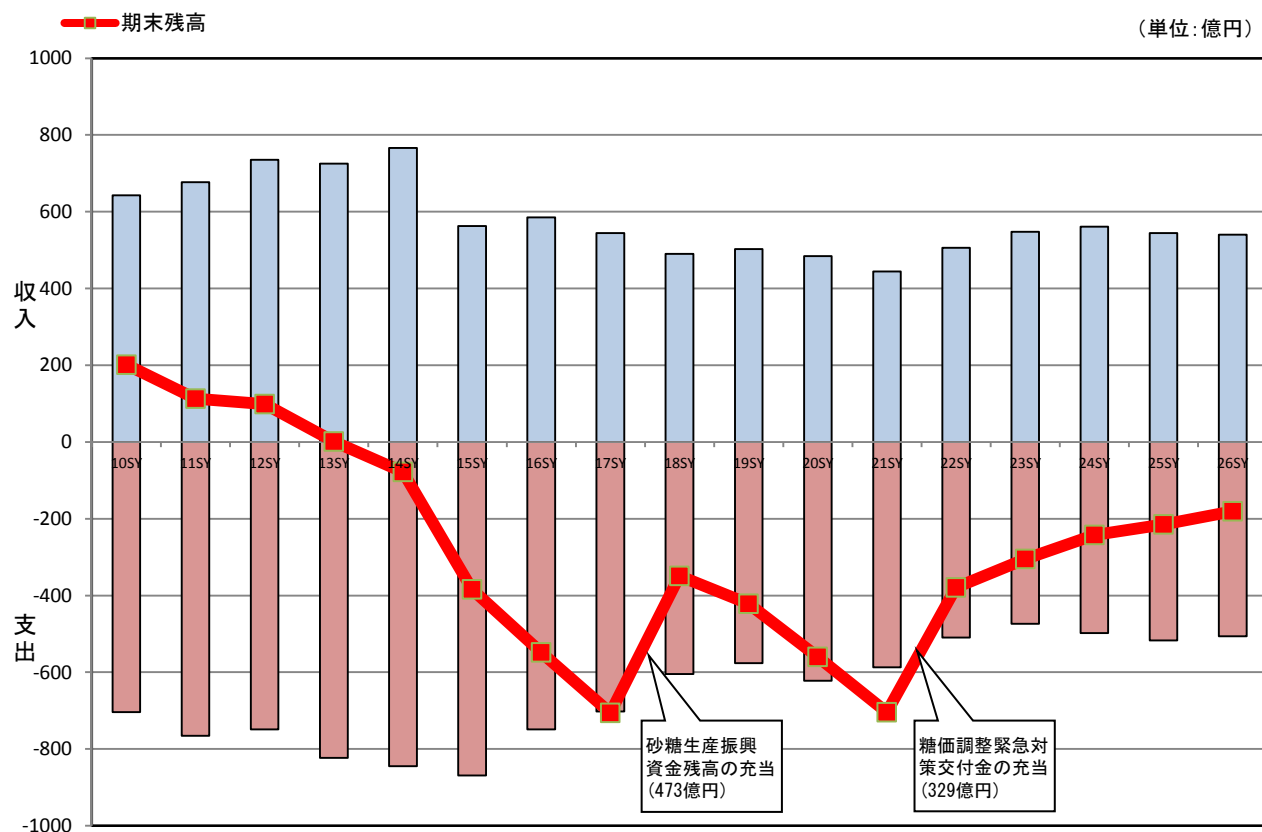
国内産糖の標準的なコスト



3 A L I C 砂糖勘定の状況

- ◆ 砂糖調整金の収支については、平成21砂糖年度末に累積差損が約▲700億円となった。
- ◆ これに対応し、平成22年10月以降、精製糖企業による調整金負担の水準引上げ等の取組とともに、平成23年度予算における緊急対策（糖価調整緊急対策交付金329億円）等を総合的に実施し、制度の安定的な運営に向けて努力中（累積差損は26砂糖年度末で▲181億円）。

○ 砂糖の調整金収支の推移



○ 砂糖調整金の期末残高推移

(単位: 億円)

砂糖年度 (SY)	単年度収支	期末残高
10	▲ 61	201
11	▲ 89	113
12	▲ 14	99
13	▲ 98	1
14	▲ 79	▲ 78
15	▲ 306	▲ 384
16	▲ 164	▲ 548
17	▲ 158	▲ 706
18	▲ 116	▲ 349
19	▲ 73	▲ 422
20	▲ 138	▲ 560
21	▲ 143	▲ 704
22	▲ 4	▲ 379
23	74	▲ 305
24	62	▲ 242
25	27	▲ 215
26	34	▲ 181

注) 単年度収支には、砂糖生産振興資金及び糖価調整緊急対策交付金の充当分を含まない。

また、19砂糖年度以降の各年度については、当該年度のてん菜に係る国庫納付の確定額を反映。

Ⅲ 糖価調整法の改正の概要について

1 総合的なTPP関連政策大綱

(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)

＜甘味資源作物関係抜粋＞

Ⅱ TPP関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益力向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

Ⅲ 今後の対応

○ TPPに関しては、今後、署名を経て協定文を確定させ、必要な法制度と併せ、必要な時期に国会に提出することとする。

2 TPP協定の締結に伴う糖価調整法の改正

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

- ・ TPP協定の締結に当たっては、協定の国会承認だけでなく、国内実施法の成立が必要である。
- ・ TPP協定の締結に伴い、同協定を的確に実施するため、関連する国内法の規定の整備を総合的・一体的に行うこととする。

1. 法案の概要

1. 原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う。(関税暫定措置法及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)
2. 知的財産について、以下の規定の整備を行う。
 - (1) 著作権等の存続期間の延長、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う。(著作権法)
 - (2) 発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う。(特許法)
 - (3) 商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う。(商標法)
3. 外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
4. 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と違反の疑いがある者との間の合意により自主的に解決する制度の規定の整備を行う。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
5. 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付並びに輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置等の規定の整備を行う。(畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法)
6. 国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備を行う。(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)

2. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(別段の定めがある場合を除く)。

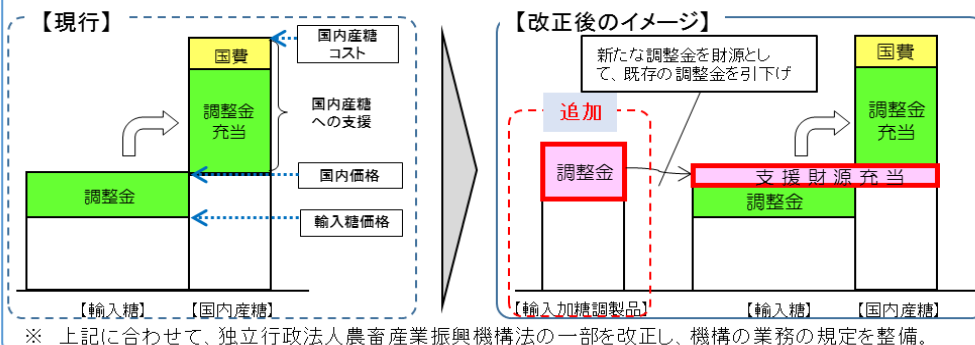
改正の概要

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の改正

- ・ 砂糖の価格調整に関する制度を拡充。機構が輸入加糖調製品(ココア調製品等)から調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化。

効果

制度の安定運営を通じ、国産甘味資源作物の安定生産を確保する。



◆ TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部として、平成28年3月8日(火)に閣議決定。

◆ TPP協定の発効日にあわせて施行

3 糖価調整法改正の概要

- ◆ 糖価調整法の改正により、輸入される加糖調製品を糖価調整制度による調整金徴収の対象に追加。
- ◆ 加糖調製品から徴収した調整金を財源として、国内産糖への支援に充当。

I. 定義規定

◆新糖調法第2条第5項

- 制度対象に追加する加糖調製品について、「砂糖を使用した輸入される調製品であつて、砂糖との用途の競合の状況に鑑み、国内産糖の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるもの」として政令で定めるもの」と定義。
- 含糖率50%以上のココア調製品や粉乳調製品等を対象とする予定。

II. 価格調整措置

◆新糖調法第2章第3節

- 輸入加糖調製品の輸入業者等から、機構が当該輸入加糖調製品を買入れ。
 - 調整金を賦課した上で輸入業者等へ売り戻すことで、調整金を徴収。
- ※ 加糖調製品から調整金を徴収するに当たり、これに含まれる砂糖(「加糖調製品糖」という。)を基準として調整金単価の算定を行う。

III. 軽減額

◆新糖調法第9条

- 輸入加糖調製品から徴収した調整金を財源として、輸入に係る粗糖の機構の売戻価格を引き下げる(調整金を軽減する)。

IV. 機構業務

◆新機構法第10条第5号ハ

- 輸入加糖調製品を機構による買入れ及び売戻しの対象とすることから、機構の業務として、輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを追加する。

国内で生産される砂糖の競争力強化

4 輸入加糖調製品と砂糖の価格調整について

- ◆ 輸入加糖調製品の調整金単価＝(加糖調製品糖調整基準価格－加糖調製品糖平均輸入価格)×調整率×含糖率
- ◆ 輸入糖調整金単価からの軽減額＝輸入加糖調整金から徴収する調整金総額／(輸入糖及び国内産糖の数量)

